平成２４年（フ）第２２７号
静岡市清水区興津中町1144番地の１、旧住所愛知県名古屋市北区北久手町137番地の１レオパレスさつき102号
債務者　小川　幸春
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７３２号
埼玉県北本市東間６丁目23―10
債務者　倉持　謙一
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７３３号
埼玉県北本市東間６丁目23―10
債務者　倉持　美幸
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７号
島根県江津市浅利町353番地47　浅利曙団地311号
債務者　中田　清子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第４５号
栃木県栃木市都賀町大柿1171番地１
債務者　鈴木　智由
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１７２７２号
東京都葛飾区東水元１丁目18―６　第５竹石マンション208
債務者　上里　千賀（旧姓棚原）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４２５号
東京都江東区東陽７丁目２―34―506
債務者　矢野　邦弘
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９３９号
東京都世田谷区船橋７丁目８―２―902
債務者　伊藤　嘉子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９０４号
東京都大田区大森南５丁目３―18―202
債務者　岡田　幸士
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０２０号
東京都世田谷区船橋７丁目８―２―902
債務者　伊藤　壽秀
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０２１号
東京都大田区下丸子３丁目24―８―203
債務者　湯澤　康子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０８０号
東京都江東区古石場３丁目８―６
債務者　松本　圭三
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６２８号
東京都足立区東和４丁目１―19―203
債務者　大畑　宏行
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３１３号
さいたま市見沼区春野１丁目５番２―504号
破産者　西島　昭子
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
長野県小諸市田町１丁目３番12号
破産者　依田　光治
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４０６８号
札幌市厚別区厚別東２条７丁目３番３号　みずほタウンハウスＢ―１号
破産者　中泉　義昭
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８号
札幌市南区澄川４条３丁目８番31号　プレミエール澄川43―301号
破産者　石崎紀久浩
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部